



# 鳥取県公報

平成14年 2月22日(金)  
号外第24号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

教委訓令	鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(1)(総務福利課).....	1
教委告示	指定技能教育施設の内容変更の届出(4)(高等学校課).....	3
	連携科目等の指定等(5)( ).....	3
	鳥取県指定保護文化財の指定(6)(文化課).....	4

## 教育委員会訓令

### 鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 2月 2日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

### 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中の太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(衛生管理者) 第6条 本庁及び職員の数に非常勤職員の数を加えた数が50人以上の県立学校に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。 2～4 略	(衛生管理者) 第6条 本庁及び別表に掲げる県立学校に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。 2～4 略
(健康診断の種類及び対象職員) 第15条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。	(健康診断の種類及び対象職員) 第15条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(1) 定期健康診断 すべての職員

(2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として教育長が指定するものに常時従事する職員

(3)及び(4) 略

2 略

(1) 新規採用職員採用時健康診断 新たに採用された職員

(2) 全職員定期健康診断 休職者を除くすべての職員

(3)及び(4) 略

2 略

別表(第6条関係)

鳥取東高等学校	鳥取西高等学校	鳥取商業高等学校
鳥取工業高等学校	八頭高等学校	智頭農林高等学校
青谷高等学校	倉吉東高等学校	倉吉西高等学校
倉吉農業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉工業高等学校
由良育英高等学校	米子東高等学校	米子西高等学校
米子高等学校	米子南高等学校	米子工業高等学校
境高等学校	境水産高等学校	境港工業高等学校
鳥取盲学校	鳥取聾学校	鳥取養護学校
白兔養護学校	倉吉養護学校	皆生養護学校
米子養護学校		

様式第1号(第22条関係)

健康診断個人票

氏名	フリガナ	性別	略
略			

備考 略

様式第1号(第22条関係)

健康診断個人票

氏名	フリガナ	男・女	略
略			

備考 略

様式第2号(第26条関係)

健康管理区分変更申請書

職氏名様

所属

職氏名

㊟

下記のとおり(健康を害した)病状が回復した)ので、健康管理者区分を変更してください。

記

生年月日・年齢	年月日	歳	性別
略			

備考 略

様式第2号(第26条関係)

健康管理区分変更申請書

職氏名様

所属

職氏名

㊟

下記のとおり(健康を害した)病状が回復した)ので、健康管理者区分を変更してください。

記

生年月日・年齢	年月日	歳	性別	男・女
略				

備考 略

様式第3号(第28条関係)

傷病状況報告書

職氏名様

所属

職氏名

㊟

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

様式第3号(第28条関係)

傷病状況報告書

職氏名様

所属

職氏名

㊟

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	
略			
様式第4号(第29条関係)			
長期療養届出書			
職 氏 名 様			
所 属			
職氏名			
Ⓜ			
下記のとおり長期療養します。			
記			
生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	
略			

生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	男・女
略			
様式第4号(第29条関係)			
長期療養届出書			
職 氏 名 様			
所 属			
職氏名			
Ⓜ			
下記のとおり長期療養します。			
記			
生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	男・女
略			

## 附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の内容変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成14年2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

- 1 内容変更の届出をした指定技能教育施設の名称  
学校法人鶏鳴学園あすなる予備校
- 2 内容変更の届出があった事項  
指定技能教育施設の所在地の変更  
変更前 鳥取市立川町五丁目278 - 1  
変更後 鳥取市湖山町西二丁目228 - 1

### 鳥取県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

- 1 指定の変更及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人鶏鳴学園あすなる予備校

## 2 指定をする連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目 に対応する高等学校の科目
英語実務	英語実務
流通経済	流通経済
マーケティング	マーケティング
国際経済	国際経済

## 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目 に対応する高等学校の科目
情報管理	情報管理
簿記	簿記
企業実習	企業実習（商業に関するその他の 科目）

## 4 指定の変更及び解除をした年月日

平成14年2月15日

## 鳥取県教育委員会告示第6号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年2月15日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

## 彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造蔵王権現立像	1 軀	観照院	岩美郡岩美町大字岩本350	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館